

平成 27 年度 第 2 回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成 27 年 11 月 17 日(火)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	委員 長 白田 佳充 (弁護士) 委員長代理 大島 千賀子 (税理士) 委員 若井 明彦 (大学教授)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、都市整備部長、黒保根支所長、水道局長 他約 20 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である若井委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) (1) 平成 27 年度上半期に発注した工事 137 件、測量・コンサルタント等の委託 20 件の中から 8 件を抽出し、審議の優先順位を付した。</p> <p>2. 前回検討事項の報告 前回(平成 27 年度第 2 回)の審議において、委員から質問があった事項について、事務局から下記のとおり説明し、審議了承を得た。 ・契約変更に際しては、群馬県の積算基準に基づき、設計金額に請負比率を乗じて変更額を決定している。 ・異なる部局で同じ工区の工事を行う場合、専門業種ごとに積算を要するものは別発注となるが、同業種の場合は一括発注できるよう調整する。</p> <p>3. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>4. 次回の委員会の抽出委員について 大島委員が抽出することとなった。</p> <p>5. その他 (1) 次回会議は、平成 28 年 5 月 31 日(火)午後 1 時 30 分から開催することとなった。</p>

委員	事務局
<p>1. 指名競争入札</p> <p>橋梁長寿命化定期点検業務委託 土木関係建設コンサルタント<担当 土木課> <工事概要></p> <p>本箇所につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検業務を実施するものです。</p> <p>橋梁長寿命化定期点検業務委託 点検橋梁数 40 橋</p> <p>○最低制限価格はないのか。</p> <p>○落札率が低いですが、原因としてどのようなことが考えられるか。</p> <p>○低い価格で問題はないか。</p> <p>○納入した成果物の品質を評価し、将来の発注に反映させるような仕組みはあるか。</p> <p>○点検業務の場合、点検の精度を落とすことで低価格にできる可能性があり、点検の結果についての責任にも限界がある。業者に頑張ってもらいよりどころとして、成果物の品質を評価できる制度があるとよいと思う。</p> <p>○点検はいくらでも価格を下げられるという事態がありうる。</p>	<p>●工事の場合は最低制限価格を設けていますが、委託の場合は価格が 70%以下に下がる可能性があるため、最低制限価格は設けていません。</p> <p>●どうしても落札したいという業者の意欲によるものと考えています。</p> <p>●価格の大部分は人件費であるため、成果品に不備が生じることはなく、仕様にのっとり納入できると考えています。</p> <p>●委託に関しては実施していません。</p> <p>●長寿命化修繕計画の中で、劣化の状況により優先順位を見直しており、施工担当と綿密にチェックをしながら実施しております。</p> <p>●群馬県の点検要領等に従い、現地の目視等により、どのような成果物が必要か確認のうえ、適正な検査を行っており、点検に手抜きは生じないと考えております。価格については、市内の業者の努力によるものと考えています。</p>

2. 随意契約（1者随契）

桐生市市民文化会館シルクホール舞台機構操作盤・制御盤交換工事

機械器具設置工事<担当 建築住宅課>

<工事概要>

舞台機構主操作盤 1面

吊物機構制御盤 4面

○随意契約の場合の、予定価格の決定方法を説明してほしい。

○この工事は専門性があり、1者しか施工できないといえる。他の業者が1から施工できるような場合には、入札を視野に入れるべきだろう。

○入札にする考えはなかったのか。

○施工業者しか修繕できないのか。

○以前、他市の浄化槽管理の案件では他の業者が参入して安価にすることができた。デメリットを恐れすぎると入札にはできないので、随意契約にする判断は慎重になされるべきである。

3. 随意契約（1者随契）

桐生市学校給食中央共同調理場食器洗浄機修繕管工事<担当 建築住宅課>

<工事概要>

食器洗浄機修繕 1式

○複数業者が関わった場合の責任の所在について、法的にはどのように整理されるのか。

○原因が全く分からないことはあまりないが、過失がなければ業者に責任を負わせることはできない。

●今回の工事内容は、設置業者以外にはできない修繕であるため、見積を根拠にしました。

●既存の機構が特定メーカーのものであり、入札は難しいと考えました。

●他の業者が参入した場合、故障等が生じた際に責任の所在が不明確になることが考えられます。

●案件ごとに個別具体的に検討し、可能なものは入札にするよう考えていきます。この修繕については、安全面の問題があるので、随意契約について御理解いただきたいと考えます。

<p>○この修繕の主な内容は何か。</p> <p>○単なる管工事ではなく、機械の専門的な部品の修繕か。</p> <p>○設置した時期はいつか。</p> <p>○修繕はこれまでに何度も行っているのか。</p> <p>○設置業者が修繕を行うのか。</p> <p>○設置業者が行えば安心できるが、新たな業者が参入し、実績を積んでいく可能性もあるのではないか。1者の既得権益にならないよう、随意契約は慎重に行ってほしい。</p> <p>4. 随意契約（1者随契） 桐生市市営住宅東一丁目団地9階建耐震補強設計業務委託 建築関係建設コンサルタント<担当 建築住宅課> <工事概要> 耐震補強設計業務委託 SRC造9階建 延床面積 4,455m²</p> <p>○受注した組合は、市内に組合員の業者がいて、組合として入札参加資格を有しているのか。</p> <p>○地元業者単独では受注できないことから、組合と随意契約をすることが地元業者の育成につながるというが、業界に詳しくない人には組合の実態は分かりにくい。この組合との契約はよくあるのか。</p>	<p>●ベルトコンベアとポンプの修繕です。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●昭和40年代に建設した施設ですが、機械の設置時期までは把握しておりません。</p> <p>●老朽化が進んでおり、毎年修繕費がかかっています。</p> <p>●基本的には設置業者が行っています。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●小中学校の耐震補強設計を委託してきた実績があります。</p>
--	---

<p>○組合員はどのような業者か。</p> <p>○組合が請け負って、地元業者を中心に業務を行うのか。</p> <p>○組合で市内の複数の業者を選んでいるのか。</p> <p>○組合に加入しているからといって、必ずしも協力し合えるかは分からない。安易に組合だからよしとすることがないよう、実績を検証していく必要がある。</p> <p>○見積は3回できるのか。</p> <p>5. 指名競争入札 黒保根簡易水道浄水場大規模改修工事 機械器具設置工事<担当 黒保根支所地域振興整備課> <工事概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視システム更新工事 <ul style="list-style-type: none"> 親局装置（元宿浄水場・黒保根支所） 子局装置（黒保根浄水場・田沢浄水場） ・非常用発電機設置工事 <ul style="list-style-type: none"> 黒保根浄水場 150KVA 田沢浄水場 30KVA <p>○辞退業者はいつの時点で辞退するのか。</p> <p>○旧桐生市と支所でカテゴリを分けて指名しているのか。</p> <p>○指名業者には市外業者が含まれているのか。</p> <p>○当初の施工業者との随意契約でないのはなぜ</p>	<p>●市内の設計事務所が組合員として加入しています。</p> <p>●組合で地域性を考慮し、できるだけ市内業者を活用いただいています。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●入札制度もあるので、契約した結果、成果品がよくなければ次は指名から外す、という方法も考えてみたいと思います。</p> <p>●原則として2回までですが、2回目の見積額が予定価格と僅差であり、3回目の提出意思があったため、3回目の見積を行いました。</p> <p>●開札前に辞退届を提出します。</p> <p>●いいえ、カテゴリ分けはありません。</p> <p>●県内に本社又は支店のある業者を指名しました。</p> <p>●施工から40年ほど経過し、全面改修を行うも</p>
---	---

<p>か。</p> <p>○施工業者が改修するのがいいという考え方もあるが、そうするメリットがなければ入札が原則ということか。</p> <p>6. 条件付き一般競争入札 軍場配水池改良工事（国庫補助） 管工事＜担当 工務課＞ ＜工事概要＞ 配水池築造(ステンレスパネルタンク) V=10m³ φ75 流入管布設 L=23m φ75 配水管布設 L=18m φ75 送水管布設 L=38m 電気設備 一式 機械設備 一式 ※ V=体積、φ=口径、L=延長</p> <p>○業者のA等級というのは、どのようなものか。過去の成績などが反映されるのか。</p> <p>○委託については、等級はないのか。</p> <p>○金額の大きな工事は、信頼性の担保された業者を対象にするということか。</p> <p>○業者のランク付けは毎年行うのか。</p> <p>○業者の許可区分の中で、「一般」と「特定」とあるが、何が違うのか。</p>	<p>ので、責任の問題が生じないため、施工業者以外の業者も指名しました。給水義務があるため、故障等にすぐ対応できる県内業者を選定しました。</p> <p>●はい。全面改修により古い機器はなくなるため、責任の所在が不明になることはありません。</p> <p>●経営事項審査の評価点に桐生市独自の主観数値を加え、総合点により評価しています。A等級については、特定建設業の許可が必要です。</p> <p>●はい。工事のみランク付けをしています。A・B・Cのランクごとに設計金額の基準を設けて、業者選定をしています。この工事は設計金額2,500万円以上のため、Aランク業者を対象としました。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●はい。毎年行っています。</p> <p>●建設業法により、3,000万円以上の下請け発注をするには、特定建設業の許可が必要とされています。これに満たない額であれば、一般建設業の</p>
---	---

○条件付き一般競争入札とは、どのような条件を付けているのか。

○「国庫補助」とあるが、どのようなものか。

○入札価格によらず、一定の額になるのか。

7. 指名競争入札

送水管実施設計業務委託

土木関係建設コンサルタント<担当 工務課>

<工事概要>

地質調査

ボーリング調査 5箇所

設計業務委託

詳細設計（開削） L=1,600m

詳細設計（推進） L=120m

詳細設計（水管橋） L=20m

※ L = 延長

○桐生市認定の業者が多数あり、その中から7者を選んだのか。

○今回の審議案件のうち、指名競争入札のものは全て7者の選定となっているが、そのような規定があるのか。

許可により発注できます。

●この工事では、管A等級であることなどを条件としています。桐生市では、一般競争入札は全て条件付き一般競争入札となっています。

●水道事業は独立採算制ですが、この工事は簡易水道を水道事業に取り込むもので、厚生労働省による補助の要件に該当するため、工事費の一部を国が負担しています。

●3割を上限とし、様々な条件により額が決定します。

●はい。群馬県の共同システムを通じて入札参加資格の申請をし、認定された業者の中から選定します。この工事は、予定価格が1,000万円を越えるため、7者以上選定することとなっています。県内に支店のある業者を優先し、更に県外の業者を加えて7者としました。

●桐生市建設工事等請負業者選定要綱により、250万円未満の場合は4者以上、1,000万円未満の場合は5者以上、1,000万円以上の場合は7者以上選定することとなっています。

○予定価格はどのように積算するのか。

○予定価格で応札している業者が4者あり、よりよい方法がないかという感じは受ける。市で独自に積算するのは困難だが、適正な価格を探る努力は今後とも必要である。

8. 指名競争入札

水道山送水ポンプ改修工事

機械器具設置工事<担当 浄水課>

<工事概要>

両吸込み渦巻きポンプ

φ200×φ150×47m×5m³/min×60kw 3台

電動外ネジ式ソフトシール仕切弁

φ150×JIS10k×0.4kw 5台

真空ポンプ

φ40×吸気量1.75m³/min×3.7kw 8台

水中ポンプ

φ150×28m×2.5m³/min×18.5kw 2台

高区送水ポンプ動力制御盤

800W×2050H×350D 1面

高区配水池監視盤

500W×600H×250D 1面

配管工事 一式

電気工事 一式

○この改修は、既存品を新規に置き換えるもので、設置業者を重視するものではないということか。

●水道実務必携の水道コンサルタント積算基準により積算しています。

●そのとおりです。